

GIFU

岐阜県環境保全協会報

1993 / 第16号

平成5年6月25日発行

誌字：岐阜拓建第40号

HOZEN

社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市藪田南1-11-12 水産会館内

目 次

巻 頭 言	ごあいさつ	岐阜市長 浅野 勇	1
特 報	春の定期人事異動 就任あいさつ	岐阜県環境整備課長 鷺見 徹 岐阜市生活環境部長 吉村 恵夫 大垣市環境部長 山田 満	2 3 4 5
特別寄稿	岐阜県保健環境研究所における 産業廃棄物への取り組み	岐阜県保健環境研究所	6
特 集	環境保全協会平成5年度事業方針		8
産業廃棄物対策基金	目標額3億円を達成 寄付承諾事業所のご芳名		10 13
協会だより			17
特 報 (2)	改正指導要綱が施行される		20
新入会員の紹介			24
お知らせ	大臣認定許可講習会 全産連中間処分部会設置 図書案内		25 25 25
編集後記			26

表紙写真

岐阜県の名水50選、夜叉ヶ池 坂内村村上

水神に嫁いだ娘が住むという伝説が在る。訪れる人が多く、遊歩道の整備計画がある。地区住民による清掃保全活動が行われている。

(岐阜県環境管理課提供)

ごあいさつ



岐阜市長
浅野 勇

日頃、会員の皆様方には、環境保全に対して格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年7月に施行された改正廃棄物処理法も間もなく1年になろうとしており、会員の皆様には説明会等を通じて、充分なご理解を得られたものと思います。

最近の廃棄物問題というのは、社会運動とか環境運動とは違った国民運動になっているように見受けられ、一気に熱をおびて燃え上がっても、短期間で終わりになるとは一番大切な国民の協力が得られなくなってしまう、始めがあって終わりのない問題です。行政は新しい廃棄物処理法によって、大きな力を得ましたが、この問題を解決していくには企業の意識向上も大事な要素です。これを高めるために一番の力となるのは消費者である国民一人一人の力だと思います。大量生産大量消費で生活してきた意識を改め、少しくらい高くても量を減らしていく必要があります。企業は利潤との間で揺れる事になると思いますが、価格を2倍にして量を半分にするれば却って利益は増えるのではないのでしょうか。その価格中に廃棄物処理の費用を加算しておかなくてははいけません。企業の利益はそれで少し低下し、国民のコスト負担も少し増

加しますが、お互いにそれを受け入れる時期が来ていると思います。更に国民としては今まで1回で捨てていた物を2回使う又はリサイクルされる事になれば、減量化は一気に進むのではないのでしょうか。今企業のあらゆる分野でリストラという名の下に、環境時代に合った企業目標・企業理念の構築に走り始めています。廃棄物処理法第6条の3には「事業者の協力」というものもあります。法の力によらなくても企業というのは、いち早くそれを実践しようとしています。

国民の高まった熱を維持するためには、これからの社会を担う子供たちの学校に於ける環境教育が大切です。その中で特に大事なのはただ単にカン拾いをするとか牛乳パックを集める事だけでなく、その行為をとおして「なぜ環境問題を考えねばならないのか」という点に達するか、だと思います。自分も環境問題に加害者の一人として関わっている事に気づく必要があるのではないのでしょうか。その立場になってこそ、末永く続く意識も形成されていくものと確信します。

会員の皆様もそれぞれの立場から、廃棄物の適正処理に邁進していただく事をお願いし、皆様方のますますのご発展を祈念しまして、御挨拶いたします。

春の定期人事異動（県・市町村）

県環境整備課長に鷺見氏、岐阜市生活環境部長に吉村氏、大垣市環境部長に山田氏が着任
前県環境整備課長の可児氏は、新設の保健環境研究所の技術次長に
県廃棄物行政・研究体制を強化

この春の定期人事異動により、県、市町村の廃棄物関係行政機関の職員に大きな異動がありました。県においては、環境整備課長の可児敏彦氏が新設の県保健環境研究所の技術次長に転出され、その後任として鷺見徹氏が着任されました。

岐阜市の生活環境部においては、玉井部長が企画部長に転出され、その後任に吉村恵夫氏が着任され、また、同部次長兼環境総務課長として坂井浄氏が、同部技監として辻弘氏が就任されました。

大垣市環境部においては、稲垣守部長が勇退され、その後任に山田満氏が就任されました。

今後、本協会が直接お世話になる、県・市の新任の部、課長さんから「就任のごあいさつ」を頂きましたので、ご紹介いたします。

行政組織においては、現下の廃棄物処理の逼迫化への対応、リサイクル社会の定着化に向けた対応等今後の積極的な行政展開に向けて、県環境整備課の廃棄物行政体制の充実強化が図られました。

これまで「一般廃棄物係」と「産業廃棄物係」の二係制でありましたが、今般の組織改正で、これら2係のほかに「廃棄物総合対策係」が新設され三係制となりました。この廃棄物総合対策係では、リサイクルの推進、産業廃棄物処理計画等、廃棄物・リサイクル対策に関する総合的企画業務を所掌することとされました。

また、県保健環境研究所は、従来の衛生研究所と公害研究所が統合されて出来た機関で所長は井口衛生環境部長が兼任され、複雑・多様化する保健衛生・環境分野の諸課題に対応するため企画情報部が設置され、また、廃棄物部門の研究組織の強化が図られました。同所から「組織と廃棄物への取り組み」と題して寄稿頂きましたので本号8ページで紹介いたします。

平成5年度の県下の行政機関の陣容につきましては、7月1日現在で編集予定の「協会要覧（平成5年度版）」への掲載をもって紹介に替えさせていただきます。

就任あいさつ



岐阜県衛生環境部環境整備課長
鷲見 徹

このたびの定期異動で岐阜県衛生環境部環境整備課勤務を命ぜられました。前任課長同様よろしくお願いたします。

会員の皆様方には、日ごろから本県の環境保全行政に格別のご理解とご協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご存知のとおり、環境問題は地球規模で議論され、人類が抱えている諸問題のなかでも最も重要なものの一つであるとの認識が定着しつつあります。

一方、新聞、テレビ等のマスコミに廃棄物問題が取り上げられない日は一日もないような状況で、一般県民の関心も極めて高まっております。

産業廃棄物に関する問題は、その中でも特にいろいろな議論を巻き起しております。これは、産業廃棄物の発生量が増大し、種類も多種多様化していることや、産業廃棄物が市町村、都道府県、さらには国を越えて移動するようになっている現実と大きく関係しているものと考えております。

これらの状況を考えると、皆様方の責任は従来にも増して、ますます重くなっていることは明らかであり、産業廃棄物の適正処理の遂行は、最も厳正に執り行わなければならないものと認識いたしております。

私も、着任早々「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」改正に向けて、最後の詰めの作業に関わり、平成5年4月30日付けをもって公布・施行する運びとなりました。

改正の主な内容は、「廃棄物・リサイクルの五原則（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）の普及啓発規定」、「産業廃棄物処理施設の設置時における地域住民からの同意取得規定」及び「産業廃棄物処理施設設置等事前協議の審査にあたっての関係市町村長との協議規定」の新設等であります。

改正後の指導要綱を的確に運用し、本県における産業廃棄物の適正処理をより確実なものにしていくよう努力して参る覚悟を新たにいたしております。

長良川に代表される山紫水明の岐阜県は、県民の貴重な宝であり、また誇りでもあります。この美しい岐阜県をそのまま我々の子孫に引き継ぐことが私たちの責務であると考え、その意味からも職責の重大さを痛感しながら、皆様方の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

就任あいさつ



岐阜市生活環境部長

吉村 恵夫

本年4月1日付けで岐阜市の生活環境部長を拝命いたしました吉村でございます。

日頃、社団法人岐阜県環境保全協会の皆様方には、廃棄物行政に格別な御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

私は廃棄物行政に携わるのは初めてであります。現在、岐阜市におきましては東部クリーンセンターの建設、衛生施設組合のゴミ焼却場の建設、一般廃棄物最終処分場の建設と大きな事業を抱え、地域住民の方々の御理解を得るべく努力しています。何にもまして地域の方々の御理解、御協力なくしては事業は進展しません。産業廃棄物処理施設の設置についても全く同様のことがいえると思います。しかし、現実はなかなか理解が得られず処理業者の方も御苦労されていると聞いております。

御承知のとおり物質的には極めて豊かな経済社会を実現した反面、大量消費や使い捨て社会を形成し、排出される廃棄物の量は年々増大し、質的にも多様化しております。このことにより、適正処理が困難な状況となってきており、産業廃棄物を取り巻く現状は今後ますます厳しいものになっ

ていくものと思われます。昨今の新聞やテレビ等のマスコミにおいて、毎日のように廃棄物に関する問題は取り上げられ、社会的にも大きくクローズアップされてきております。こういった状況下、昨年の7月には、改正廃棄物処理法も施行され、その他廃棄物関連の法律もほぼ出そろいました。改正廃棄物処理法のポイントでもあります廃棄物の抑制、減量化、再資源化、適正処理の確保、処理施設の整備等を進める上では、行政の役割にもまして、処理業者、事業者の協力が欠かせないところでもあります。貴協会は産業廃棄物の適正処理及びリサイクル等を積極的に推進する目的で発足して以来、今日まで産業廃棄物対策基金の創設をはじめ、処理業者、排出事業者及び行政が三位一体となって幾多の基礎を築かれてまいりました。一つ一つの処理業者では困難なことでも協会として一つにまとまれば大きな力となり困難も克服できると思います。

今後とも廃棄物行政の推進に格段の御協力を申し上げますとともに、貴協会の御発展と会員各位の御繁栄を祈念いたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。

就任あいさつ

大垣市環境部長
山 田 満

このたびの人事異動により、大垣市環境部長を拝命しました山田でございます。就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

日頃は、岐阜県環境保全協会ならびに会員の皆様方には環境行政に対し、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、入庁以来、環境行政に携わることは、初めてでございますが、今や環境問題は、地球の温暖化をはじめオゾン層の破壊等、世界各国共通のテーマとして大きくクローズアップされているときだけで、責任の重大さを痛感しております。

我が国は、世界に例を見ない急速な社会経済の発展によって、国民生活も世界で最も恵まれたものとなってまいりました。

しかし、その結果、日常生活や産業活動によって発生する廃棄物は、増大の一途を辿り、質的にも多様化し、これらの適正な処理や処理施設の建設、最終処分場の確保等は、各地方自治体にとりまして、最も緊急を要する重要な課題となっております。

廃棄物の処理には、処理施設の建設等のもとより、処理するために多額の費用を要しており、英知を結集して、これらの費用を節減し、これを自然環境保全と住みよいまちづくりに必要な社会資本の充実にあてたいものであります。

これには、まず住民一人ひとりの意識改革が必要であり、生涯教育の一環として、しっかり取り

組まなければならないと思います。

本市におきましても、今年4月から市内427の全自治会へごみ減量等推進委員の選任をお願いし、市民の理解を求めると共に、ごみの分別収集（5分別）を実施し、減量化と再資源化の成果を着実に上げつつあります。

また、現在各市町村がそれぞれのアイデアによって一部ごみ袋を有償にするなど、ごみの分別収集を徹底することにより、減量化と再資源化の努力がなされております。

これを各地方自治体が同一歩調で、広域的に実施すれば、より成果が上がるのではないかと考えられますが、これまでの各自治体の経過等もあるため、相互理解を深めつつ慎重に検討をしていく必要があらうかと存じます。

いづれにいたしましても、資源の消費国である日本が、行政、企業そして住民、それぞれの役割分担のもとに、その責務を全うし、ごみ問題を環境汚染や資源からグローバルに考えていくことがいかに重要な課題であるかを再認識し、職務に精励してまいりたいと存じます。

終わりにのぞみ、岐阜県環境保全協会ならびに会員各位のますますのご発展をお祈りいたしますと共に、皆様方の格別のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

岐阜県保健環境研究所における 産業廃棄物への取り組み

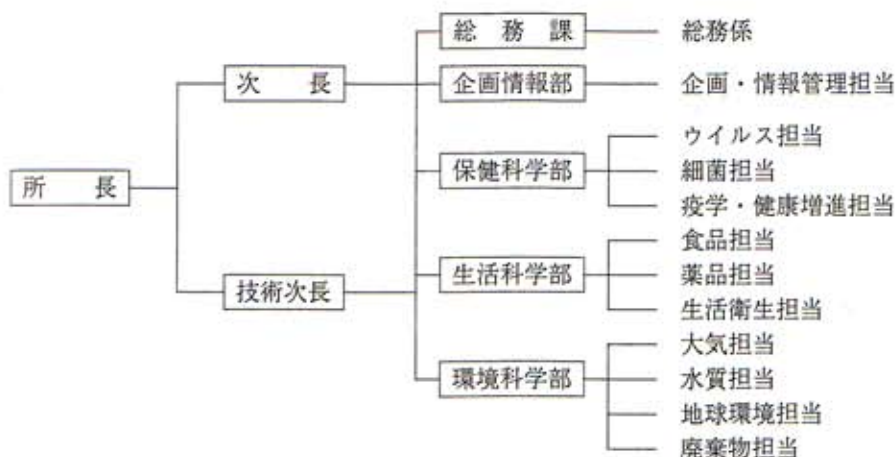
岐阜県保健環境研究所

1. 保健環境研究所の組織

平成5年4月1日付けの組織統合により、旧衛生研究所と旧公害研究所が統合され、岐阜県保健環境研究所に名称変更されました。

新研究所では、廃棄物問題、地球環境問題、健康増進対策など高度化、複雑化する保健衛生と環境分野の課題に対応するため、新たに企画情報部

が設置されました。また、旧衛生研究所で担当していました飲料水、温泉等の業務と旧公害研究所で担当していました業務は、環境科学部に引き継がれています。環境科学部は、大気担当3名、水質担当6名、地球環境担当3名及び廃棄物担当3名の計16名で構成されています。このうち、地球環境担当と廃棄物担当が新設あるいは強化された分野であります。



岐阜県保健環境研究所の組織

2. 平成4年度の研究成果

旧公害研究所では、廃棄物最終処分場の放流水の検査、廃棄物の溶出試験、苦情・突発事故等の行政からの依頼に基づく試験を行いました。

この他、廃棄物の安定化、再資源化を促進するために次の調査・研究も実施しました。

2-1. 産業廃棄物の原単位調査

産業廃棄物を適正に処分するためには、埋立てられる廃棄物の性状を十分把握し、維持管理上の問題を生じないように対策を講ずる必要があります。例えば、汚泥については、有機物が溶出しやすく、排水処理施設に高負荷を与えます。また、

焼却灰の場合には、塩素イオンが溶出しやすい等の問題があります。そこで、主な産業廃棄物21検体について、有害物質等の成分量と溶出量を測定し、産業廃棄物の可溶性物質の原単位（廃棄物1キログラム当たりの溶出量）を算定しました。

2-2. ゼオライト系吸着剤の開発

火力発電所から排出される石炭灰フライアッシュを有効に活用するため、これを原料としたゼオライト系吸着剤の合成方法を矢橋工業株式会社と共同で研究・開発しました。

開発品は、農薬の吸着・分解に効果があるために、ゴルフ場等における農薬除去剤としての活用が期待されています。

2-3. 発泡トレーと焼却灰を使用したプラスチック製品の開発

処理が困難な発泡トレーと焼却灰の再資源化を図るために岐阜プラスチック工業株式会社と共同研究を実施し、これらを原料とした「プランター」、「古紙回収ボックス」等のプラスチック製品の製造方法を開発しました。また、これらのリサイクル製品について、安全性と耐久性を検討し、実用に耐えることを明らかにしました。

3. 平成5年度の研究内容

廃棄物最終処分場の放流水の検査、廃棄物の溶出試験、苦情・突発事故等の行政からの依頼に基づく試験の他に、次の2課題について研究する予定です。

3-1 最終処分場における有機物等の溶出速度

平成4年度に主な産業廃棄物21検体について、産業廃棄物中の可溶性物質の原単位を調査しました。しかし、可溶性物質の溶出速度は、埋立方法、埋立量、埋立て後の経過年数等により異なりますが、溶出総量は、主に累積降雨量により支配され

ると考えられます。

そこで、無機性汚泥と有機性汚泥について、無機イオン、栄養塩類、有機物、重金属等の溶出量と降雨量との関係を調査し、埋立てられた汚泥が安定化に要する年数と排水処理施設に対する経時別負荷量を明らかにする予定であります。

3-2 石灰系地盤安定材の開発と廃棄物最終処分場における応用研究

最終処分場においては、雨水の浸入により廃棄物に含まれている塩化物、可溶性有機物等の溶出は避けがたいことであります。このため、排水処理施設に高負荷がかかり、排水処理施設の適正な維持管理が困難になっており、環境汚染の発生源として懸念されています。さらに、最終処分場の軟弱地盤は、埋立て終了後の再利用を妨げています。

そこで、廃棄物を早期に安定化させる石灰系の地盤安定材と遮水材を開発するために、工業技術センターとの共同研究を平成5年度から3か年計画で実施いたします。

保健環境研究所は、平成8年度に新築される予定です。当分の間、環境科学部と企画情報部（テレメーター担当）は保健環境研究所「藪田庁舎」（旧公害研究所）で活動することになります。したがって、廃棄物に関する技術的な事項についての問い合わせ等は、保健環境研究所「藪田庁舎」をお願いします。

岐阜市藪田南5丁目14番12号

岐阜県保健環境研究所「藪田庁舎」

☎0582 (74) 0111内線314

F A X 0582 (76) 4307

岐阜県環境保全協会 平成5年度 事業方針 処理施設の整備促進、組織の強化 幅広い啓発活動を基本方針に

去る3月22日に開催された第7回通常総会において、当協会の平成5年度の事業計画及び収支予算が承認されました。

収支予算は、一般会計が55,574千円で前年度の50,618千円に比べ9.8%の伸びとなりましたが、これは、主として平成5年度に実施される大臣認定許可講習の事業増に伴うものであります。

また産業廃棄物対策基金特別会計は、24,509千円で前年度の117,172千円に比べ約80%減と大幅に縮減しましたが、これは3ヶ年間にわたった産廃対策基金造成事業が昨年度をもって終了したため、本年度は、県・市町村補助金がなくなったこと、特別賦課金、寄付金等が少なくなったことに伴うものであります。

ここでは、第7回通常総会で承認された「平成5年度事業計画」を紹介します。

第1 基本方針

産業廃棄物をめぐる諸環境が厳しさを増すなかで、本協会は体制の整備を進めながら着実に活動範囲を拡大して参りました。

なかでも、平成2年度から着手した岐阜県産業廃棄物対策基金造成事業は会員各位の全面的なご協力と、岐阜県及び県内全市町村並びに多数の排出事業所のご理解を賜り、近くその目標額を達しようとしております。さらに、平成3年度から独自に取り組んで参りました適正処理推進(RAP)事業は、昨年7月に施行された改正廃棄物処理法等を背景として加速度的に浸透が進み、今では「産業廃棄物問題は官民挙げて具体的な行動を起こす時期である」と言われるようになりました。

しかし、産業廃棄物処理施設の整備については依然として燭光を見出せず、緊迫の度を加える一方にあります。そのため、本協会では平成4年度において検討チームを発足させ集中的な議論を進めながら、事業に反映させることとして参りました。

よって、平成5年度においてはこれらの経緯を踏まえて、特に次の項目に重点を置きながら積極

的に各事業を進め、さらなる発展を目指すこととします。

- ① 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・整備構想の具体化
 - ・適正処理(RAP理念)の徹底
 - ・自主パトロール活動の展開
 - ・許可講習会の開催
 - ・研修会講習会等の開催
- ② 組織の強化
 - ・会員の加入促進
 - ・委員会活動の推進
 - ・専門委員活動の推進
- ③ 排出側(事業所・一般県民)を対象とする広報活動の展開
 - ・創立5周年記念兼産業廃棄物対策基金目標額達成記念行事の開催
 - ・見学会・学習会等の開催

第2 事業計画

1. 創立5周年記念兼産業廃棄物対策基金目標額達成記念事業

平成元年度に創立された本協会が5周年を迎え、かつ、平成2年度から着手した産業廃棄物

対策基金造成活動が目標額 3 億円を達成できたことを記念した事業を実施します。

この事業は、県内事業所・一般県民等への啓発を意図した内容として企画します。

2. 適正処理（RAP）推進事業

より適正な廃棄物処理を行うため引き続き RAP 理念の徹底に努め、全ての協会活動に反映させます。

〈参考〉

- ・RAPとは、廃棄物の適正処理に関する基本的行動計画 R-Action Program の略称
- ・Rとは、転用 Reform 再利用 Repair 資源化 Recycle の総称

3. 組織強化事業

会員の加入促進運動と、一方ではより多くの会員が協会活動に直接的に参加できる体制づくりを進めます。そのため委員会活動を活発化させ、機に応じた専門委員活動を検討して行きます。

4. 産業廃棄物処理施設の共同設置及び技術援助事業

適正処理（RAP）推進事業を背景にした技術援助を行う一方で、改正廃棄物処理法に盛り込まれた廃棄物処理センターの設置を予定しながら、産業廃棄物処理施設の共同設置を強く推進して行きます。

5. 調査研究事業

改正廃棄物処理法の施行を受けて、急激な変動が予想される行政環境に対応できるよう、必要な調査研究を進めます。

また、産業廃棄物処理に係る排出者側の意識調査なども随時実施し、協会活動に反映させます。

6. 教育研修事業

各種研修会等を随時開催するほか、展示会等にも参加することにより会員の知識向上を図ることとします。

〈参考〉

- ・経営・労働安全講習会

- ・学術講演会
- ・法令講習会
- ・産業廃棄物処理業等許可講習会
- ・先進地・優良施設視察研修会
- ・全国的展示会

7. 相談指導事業

各種相談指導事業を行い、会員及び一般県民等に便宜を供します。

8. 啓発普及事業

一般県民を対象とする啓発普及活動を随時展開します。

〈参考〉

- ・各種美化運動への協力
- ・優良施設への見学会の開催
- ・各種啓発資材の提供

9. 不法投棄等監視事業

パトロール車による巡回監視活動を随時実施し、不法投棄等悪質事犯の未然防止に努めます。また、会員施設についても定期的な立入り調査を行い、適切な指導を行います。

10. 情報収集及び会報の発行

産業廃棄物に係る情報を的確に捉え敏速な伝達に努めるほか、定期的に（4回/年）会報を発行します。

また、協会要覧（兼：会員名簿）を作成し、関係機関等に配布します。

11. 協力交流事業

社団法人全国産業廃棄物連合会並びに関連団体等との交流を図り、相互の理解・協力を深めます。

12. 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

13. その他の事業

行政機関の行う関連事業に参画するほか、協会事業への参加・協力を要請して行くなどにより、相互の連携を一層深めて行きます。

また、激増する事務に対処するため、事務局機能の強化について検討を進めます。

産業廃棄物対策基金 造成目標 3 億円を達成

3 ヶ年にわたった造成事業の成果

「環境を守り、産業を考える」を合言葉に、県・市町村のご支援のもと 3 億円を目標に、平成 2 年に着手した「岐阜県産業廃棄物対策基金」の造成事業も、本年 3 月 31 日をもって、3 億 1 千 4 百万円を積み立て、成功裡に終えることができました。

この 3 年間、特にその後半は、景気低迷の厳しい経済情勢の下にあったにもかかわらず、事業は順調に推移いたし、目標額を上回る積み立てができましたことは、ご寄付をお願いした一般事業所各位の「緊迫した産業廃棄物処理問題」に対する深いご理解と多大なご協力、そして、目標達成に向け一致協力された会員各位のご努力の賜物と深く感謝いたす次第であります。

この 3 ヶ年間の基金造成活動を省みますと、事業発足当初から、「この基金造成事業の成否のポイントは、如何にして、排出事業者のご理解を得るかにかかっている」として、基金造成活動も一つにこの点に全力を傾注してまいりました。おかげ様で、サービス業から製造業にいたる 380 事業所と 24 事業組合にわたる幅広いご支援を得、貴いご寄付をいただくことができました。

こうして、県・市町村、排出事業者並び処理業者が各々拠出し合い「産業廃棄物対策基金」を造成いたしましたことは、今後の新しいセクターによる産業廃棄物処理問題への対応の第一歩を記したものであることができます。

以下に、3 年間にわたった造成事業の経過等をご報告し、また、基金へのご寄付の承諾をいただいた事業所をご紹介し関係各位に対するお礼に替えさせていただきます。

1. 基金創設の背景

当協会が設立された平成元年当時、既に産業廃棄物処分場不足は決定的な状況にあり、各地で不法投棄等の不祥事が頻発していた。このため、一般住民の産業廃棄物処理に対する不信任は高まり、処分場設置等に対する住民の理解を得ることは、不可能に近く、本県の産業の発展、自然環境の保全にとってもきわめて憂慮すべき事態にありました。

こうした背景のもとに、県が中心となり、産業廃棄物処理問題なканずく処分場の確保について何としても住民の理解と協力を得ることが不可欠であるとして、先ず、産業廃棄物処理に起因する

不測の事態にも直ちに対処できる体制」の整備を図り、住民に対する「生活環境の安全」を公共が関与して保証することが急務であるとして、当面産廃基金制度の創設が検討されました。

2. 基金の創設と基金造成活動

平成 2 年 3 月の第 1 回通常総会において、「岐阜県産業廃棄物対策基金」の設置案が上程され、全会一致で可決承認された。この基金は、県・市町村、排出事業者及び処理業者(当協会正会員)が、それぞれに拠出するもので、その制度の内容は別記のとおりですが、造成目標額のうち 1 億 5 千万円を県、市町村が補助金として拠出し、1 億円については、正会員が特別会費(産廃基金賦課金)

として、会員それぞれの許可業種割りにより、1会員当たり年額8万円から最高額113万円を3年間にわたって拠出するというもので、正会員にとっては大きな負担でもありました。

残る5千万円については、排出事業者の寄付を迎ぐこととされ、県内企業の方々にできるだけ広く「産業廃棄物処理の現状」の理解をいただくという趣旨で、概ね500事業所を対象として1事業所当たり10万円程度のご協力を得ることを想定して出発しました。

この募金にあたっては、岐阜県商工会議所連合会と岐阜県商工会連合会のご支援をいただき、募金活動体制として、県下を4地域に分け地域別に

総計38名の「基金造成委員」を委嘱し、これら委員により、それぞれ担当地域内の事業所を訪問し、産廃問題への理解と基金への協力の依頼をしていただく等3ヶ年間にわたって活動していただいた。

ところが、この寄付金の募金活動が造成事業を通して大きな事業となり、特に後半には難渋をきわめました。そもそも、この事業が動き出したとき、既に景気は、低迷の中にあり、さらにその後半には一層深刻な情勢にありました。にもかかわらず、大方のご理解を得、別掲「寄付ご承諾事業所」のごとく404社（事業組合）のご協力を得ることができました。

3. 基金積み立て実績

県・市町村による補助金、排出事業者の寄付金、それに正会員の自発的な多大なるご努力の結果、次表のとおり成果を納めることができました。

産業廃棄物対策基金積立状況

平成5年3月31日現在（単位：千円）

年度	項目	公 共 団 体 (補助金)			正 会 員 (特別会費)	寄 付 金	利 息 等	合 計
		県	市 町 村	計 算				
平成	目標	40,000	10,000	50,000	34,000	17,000	—	101,000
2	実績	40,000	10,000	50,000	22,768	15,487	9,280	97,535
3	目標	40,000	10,000	50,000	34,000	17,000	—	101,000
	実績	40,000	10,000	50,000	30,756	15,180	15,563	111,499
4	目標	40,000	10,000	50,000	32,000	16,000	—	98,000
	実績	40,000	9,998	49,998	27,935	9,388	17,651	104,972
計	目標	120,000	30,000	150,000	100,000	50,000	—	300,000
	実績	120,000	29,998	149,998	81,457 31,459	40,055	42,494	314,006

4. 今後の方向

この制度の目的には「不測の事態への対応」とあるが、このような「事態」はあってはならないことです。しかしながら、今後とも増え続けるで

あろう廃棄物と、これに対する処理施設の逼迫化の解消は一向に緒口も見えない状況にあります。そうであれば、「公共関与」による産業廃棄物処理の安全性の保証を担保するこの制度の目的は、今後の廃棄物処理施設の整備促進のうえでも大き

な意義を持つものであります。

この基金の今後の運用・管理については、これまでのような組織的な造成活動は行いませんが、正会員の特別会費については、新たに入会した者に対しては、既存会員との権衡上も、3年間にわ

たって所定の特別会費を徴収し、排出事業者の寄付金についても、今後ともご協力をお願いする等、最終目標である10億円に少しでも近づけるよう適正な運用、管理に努める所存であります。

岐阜県産業廃棄物対策基金制度の概要

目 的

産業廃棄物の処理課程における不測の事態への対応及び環境汚染を防止し、県民の安全な生活の確保と環境保全を図ることを目的とする。

規 模

基金の総額は当面3億円を目標とし、将来的には10億円とする。

当面、目標の3億円を社団法人岐阜県環境保全協会、岐阜県等行政機関、排出事業者等産業界からの拠出金により、平成2年度から平成4年度の3か年間に造成する。

(千円)

	行政機関	正会員	排出事業者等	計
平成2年度	50,000	34,000	17,000	101,000
平成3年度	50,000	34,000	17,000	101,000
平成4年度	50,000	32,000	16,000	98,000
計	150,000	100,000	50,000	300,000

↑ 県 120,000千円 市 19,500千円 町村 10,500千円

事 業

1. 天災等により最終処分場等の構造が破壊され、生活環境に被害が生じた場合であって、施設管理者がその対策を講じきれなかったときにおける対策。
2. 最終処分場において、施設管理者（処理業者）が倒産により維持管理不能となった場合における維持管理の継続及び必要な措置。
3. 社団法人岐阜県環境保全協会が主体となる共同最終処分場の設置促進にかかる事業。
4. その他、基金運営会議及び理事会が特に必要と認めた事業。

管 理

協会理事、行政機関及び学識経験者等で運営会議（10名以内）を設け、基金の運営管理にあたる。

期待される効果

1. 住民、市町村に対しては実質的な安全を保証し、また、処理業者には信用保証的效果を生むので、産業廃棄物処理のネックとなっている住民、市町村の不安と不信を払拭できる。
2. 住民、市町村の理解と協力を得ることにより、今後、中間処理施設、最終処分場の確保が促進される。
3. 産業廃棄物の適正処理が促進され、環境保全、業界のイメージ・アップに結びつく。

寄 付 承 諾 事 業 所 ご 芳 名 (五十音順)

(平成5年3月31日現在)

岐 阜 地 区

- (株)青木染工場
 (有)赤穂工業所
 朝日精練(株)
 厚見製紙(株)
 (株)市川金属
 今井航空機器工業(株)
 岩田光学工業(株)
 岩戸工業(株)
 岩仲興産(株)
 (株)宇野鋳造所
 宇部日東化成(株) 岐阜工場
 エーザイ(株) 川島工場
 榎本工業(株)
 (株)大塚紡績工場
 (株)岡本
 起染色(株)
 影山染色(株)
 カネカ食品(株)
 (有)金子建材
 釜谷染色(株)
 カルビー(株) 各務原工場
 川口染工場
 川崎重工業(株) 岐阜工場
 華陽日産モータース(株)
 カワボウ(株)
 カワボウテキスタイル(株)
 河田工業(株)
 河村製紙(株)
 (有)木曾川染絨
 (株)喜多村合金製作所
 北村バルブ(株)
 岐セン(株)
- ギトー食品(株)
 岐阜いすゞ自動車(株)
 (株)岐阜カクダイ製作所
 (株)岐阜加工ベニヤ製作所
 岐阜クマニシ染工(株)
 岐阜くみあい食鳥(株)
 岐阜県鋳物工業協同組合
 岐阜車体工業(株)
 岐阜スバル自動車(株)
 岐阜精機工業(株)
 (株)岐阜セラック製造所
 (株)岐阜高島屋
 岐阜トヨタ自動車(株)
 岐阜トヨベツト(株)
 岐阜日産自動車(株)
 岐阜日野自動車(株)
 岐阜富士工器(株)
 岐阜プラスチック工業(株)
 岐阜三星染整(株)
 (有)共栄製紙所
 (株)共和鋳造所
 航空規格工業(株)
 郡上紡績(株)
 (株)コガネバン
 国分木工(株)
 近藤満(株)
 (株)後藤鉄工所製紙工場
 桜井染色(株)
 佐野鐵工(株)
 三喜産業(株)
 三光アルミ(株)
 三見染色(株)
 (株)三陽電機製作所
 ショーボンド建設(株)
- (株)杉山バルブ製作所
 伸業(株)
 (有)鈴木化染工場
 鈴木鋳造所
 住田整染(株)
 篠田電機工場
 (株)昭和染工場
 信栄ゴム工業(株)
 新華陽三菱自動車販売(株)
 (株)新岐阜百貨店
 大洋製紙(株)
 大洋鋳造(株)
 大洋紡績(株)
 高岡鋳造(株)
 高橋製紙(株)
 (株)高橋鋳造所
 (有)高橋鉄工所
 (株)田幸
 建部鋳造(株)
 (有)田中鋳造所
 (有)田中プレス工業所
 玉腰興業(有)
 大東乳業(株)
 大同工業(株)
 中日鋼線(株)
 中部アルミ工業(株)
 千代菊(株)
 都築紡績(株) 鶉沼工場
 T H K (株) 岐阜工場
 (株)テクノ共栄
 天龍工業(株)
 (株)トーカイ
 トヨタカラー岐阜(株)
 トヨタビスタ岐阜(株)

東海カワラ(協業)
東海重工(株)
株東海スプリング製作所
東海銃鉄(株)
東海染工(株) 岐阜工場
東海鋳造(株)
東洋染色工業(株) 岐阜工場
株常盤電機
特種製紙(株) 岐阜工場
徳田工業(株)
ナイト織興(株)
株ナカシマ
株ナベヤ
中州製紙(株)
中日本ダイカスト工業(株)
株中屋染工場
永田染工(株)
長良川染工(株)
名古屋三菱ふそう自動車販売(株)
株屋工業(株)
南谷染色(株)
西垣ポンプ製造(株)
日興毛織(株)
日幸製菓(株)
日産サニー岐阜販売(株)
日産ディーゼル岐阜販売(株)
日産プリンス岐阜販売(株)
日本毛織(株) 岐阜工場
日本高圧コンクリート(株)
株日本タクシー
日本たばこ産業(株) 東海工場
丹羽産業岐阜(株)
丹羽鋳造(株)
濃飛倉庫運輸(株)
株ハヤシ
長谷虎紡績(株)
株林鋳造所
日の丸自動車(株)

美尾整理(株)
不二精工(株)
富士変速機(株)
福寿工業(株)
福德工業(株)
福村製紙(株)
株文溪堂
ホラク工業(株)
株ホンダクリオ岐阜
株ホンダベルノ岐阜
堀場染色(株)
株松岡鋳造所
丸栄コンクリート工業(株)
丸京染色(株)
丸盛パイル(株)
丸伴化学工業(株)
ミズタニバルブ工業(株)
株三井鋳造工業所
株三井鋳造所
三浪工業(株)
ムトー精工(株)
株モーリタン
モルザ(株)
森田鋳造所
株ヤマセン
靖和染色(株)
株安田商店
山口鋼業(株)
山口染色(株)
山田染絨(株)
株山本ボイラー製造所
株和井田製作所

西濃地区

アルナ工機(株) 養老工場
旭化成工業(株) 穂積工場
朝日興業(株)
味の素冷凍食品(株)

天野製業(株) 養老工場
株イノアックコーポレーション
南濃事業所
株伊藤精密製作所
揖斐川工業(株)
イビデン(株)
エス・テイ・エス(株)
MRCテックス(株)
大垣化成工業(株)
大垣ニチゴー産業(株)
株大鹿印刷所
小里機材(株)
カネボウ光陽(株)
鐘紡(株) 大垣工場
神鋼造機(株)
株紀文フードケミファ 岐阜工場
岐阜カリモク(株)
岐阜石灰工業協同組合
クラレプラスチック(株) 伊吹工場
グリコ協同乳業(株) 中日本事業部
グローバル設計
株黒田精機製作所
コーテック(株)
小泉工業(株)
株郷鉄工所
後藤段ボール(株)
サンケミカル(株)
三光化学工業(株)
三宝化学工業(株) 大垣工場
三宝化成(株)
サンメッセ(株)
三洋電機(株) 岐阜管理センター
昭和コンクリート工業(株)
揖斐川工場
シンコー工業(株)
新興鋳物(株)
スイトタクシー(株)
株西濃イノアック
西濃運輸(株)
太平洋工業(株)

(株)タイルメント
 (有)高田工業
 大日金属工業(株) 岐阜事業所
 大丸松下食品(株)
 千代田工業(株)
 都築紡績(株) 糸貫工場
 帝国繊維(株) 大垣工場
 帝人(株) 岐阜事業所
 帝人製機(株) 岐阜事業所
 (有)トモエ商店
 東亜紡織(株)
 東栄化工(株)
 東海森紙業(株) 岐阜事業所
 東海ロール(株)
 (株)東神電気 揖斐川工場
 東神電工(株)
 東レ(株) 岐阜工場
 東邦レーヨン(株)
 豊島紡績(株) 神戸工場
 (株)ナイガイテキスタイル
 長良製紙(株)
 中村製紙(株)
 日電精密工業(株)
 日東あられ(株)
 日本インシュレーション(株)
 生産事業部
 日本合成化学工業(株) 大垣工場
 日本耐酸塩工業(株)
 日本ハイモ工業(株)
 日本無機(株) 垂井工場
 (株)野邑工業
 八州金属(株)
 ハヤサキインダストリー(株)
 (株)原織機製作所
 日比野化学工業(株)
 平井精密工業(株)
 富士加工(株)
 二村化学工業(株) 大垣工場
 ヘキスト合成(株) 大垣工場

松下電子部品(株) 高周波部品事業部
 丸山工業(株)
 美津濃(株) 養老工場
 三菱パーリントン(株)
 明治製菓(株) 岐阜工場
 安田金属工業(株) 岐阜工場
 ユニチカ(株) 垂井工場
 ヨーコン(株) 岐阜工場
 (株)吉田ハム
 吉田木材(株)

中 濃 地 区

今仙電機製作所可児工場
 (株)大雲製紙
 (有)小川建材
 小川産業(株)
 (株)カネ三生コンクリート
 カヤバ工業(株) 岐阜事業所
 カイインダストリーズ(株)
 (株)神代鉄工所
 (株)神測カヤバ製作所
 加根丈製紙(株)
 川一製紙(株)
 (株)川辺カヤバ製作所
 岐阜県家庭紙工業組合
 協同組合岐阜県可児工業団地管理センター
 岐阜県東濃生コン協同組合
 (株)甲山製作所
 (株)小西砕石工業所
 佐藤化学工業(株)
 白川生コン協業組合
 白鳥アイチエマソン(株)
 (株)鈴木石油店
 関中央生コン(株)
 関連合刃物協同組合
 関商工業福祉協同組合
 (株)大翔製紙加工
 大栄住宅(株) 可児工場

大福製紙(株)
 立花生コンクリート(株)
 中日本スイッチ(株)
 東栄管機(株)
 東邦紙業(株)
 (株)東洋工機
 東和耐火工業(株)
 名古屋バルブ(株)
 (株)名古屋螺子製作所
 日産コンクリート(株)
 日本情報用紙化工(株)
 日本パワーステアリング(株)
 岐阜工場
 濃飛タイル(株)
 野田産業(株)
 フェザー安全剃刀(株)
 藤田製紙(株)
 不二見セラミック(株) 岐阜工場
 富士電機冷機製造(株)
 二村化学工業(株)
 船橋物産(株)
 (株)古田鉄工
 (株)洞戸化成
 (株)マツバラ
 牧製紙(株)
 丸ス産業(株)
 美濃アルミ(株)
 美濃桜製紙(株)
 三輪製紙(株)
 武勝製紙(株)
 (合)武藤商店
 (有)村井製紙所
 (株)ライクスタカギ
 ライン生コン(株)
 (株)レミックマルハチ

東 濃 地 区

アイカ電子(株)
 愛岐工業(株)

愛知電機(株)
 (株)青山製作所恵那工場
 (株)明智 I N A X
 明知碍子(株)
 明智セラミックス(株)
 (株)イワビシ
 泉陶磁器工業協同組合
 市之倉陶磁器工業協同組合
 伊原高圧継手工業(株)
 (株)恵那峡ランド
 (株)恵那金属製作所
 恵那陶磁器工業協同組合
 王子製紙(株) 春日井工場
 笠原陶磁器工業協同組合
 北恵那交通(株)
 (株)協信
 協和ダンボール(株)
 岐阜県耐火煉瓦工業組合
 駄知陶磁器工業協同組合
 下石陶磁器工業協同組合
 サンハウス食品(株)
 (株)三進製作所
 シーケーデイ(株)
 鈴木工業(株)
 全国モザイクタイル工業組合
 ソニー瑞浪(株)
 ダイセン(株)
 大興工業(株)
 大日本塗料(株) 小牧工場
 高田陶磁器工業協同組合
 滝呂陶磁器工業協同組合
 多治見陶磁器工業協同組合
 中央板紙(株)
 (株)中央物産
 妻木陶磁器工業協同組合
 (株)TYK
 ティネン工業(株)
 (株)トキワ

東栄製紙工業(株)
 東海ゴム工業(株)
 東清運輸(有)
 東濃工業(株)
 東濃鑄造(株)
 土岐津西部陶磁器工業協同組合
 土岐津陶磁器工業協同組合
 中津紙工(株)
 ニチコン(株) 穂高工場
 日本油脂(株) 愛知事業所
 日本ガイシ(株)
 (株)ノリタケカンパニーリミテッド
 原水鏡蛙目工業協同組合
 肥田陶磁器工業協同組合
 (株)富士カントリー
 明智ゴルフ倶楽部ひらかわゴルフ場
 富士通テン(株) 中津川工場
 北陸森紙業(株) 大井製紙事業所
 瑞浪陶磁器工業協同組合
 本州製紙(株) 中津川工場
 本州製紙(株) 松本工場
 本多金属工業(株)
 (株)前野工業所中津川工場
 ミサワセラミックス(株)
 (株)ミハト
 三井東圧化学(株) 名古屋工業所
 三菱電機(株) 中津川製作所
 美濃工業(株)
 美濃窯業(株) 瑞浪工場
 明光化成工業(株)
 八百健(株)
 (株)山加商店
 (有)山正環境管理
 ヤンマーディーゼル(株)
 汎用機事業本部
 ユニオンエレックス(株)
 リコーエレメックス(株)

柏木工(株)
 (株)金山カヤバ製作所
 神岡鉱業(株)
 神岡部品工業(株)
 日本レヂボン(株) 生産本部
 飛驒運輸(株)
 飛驒産業(株)
 吉城薬品工業(株)

岐阜地区	170社
西濃地区	90社
中濃地区	60社
東濃地区	75社
飛驒地区	9社
合 計	404社(団体)

※おことわり

寄付ご承諾事業所のご芳名につきましては、造成事業開始以来、毎号本誌に掲載、紹介させていただきましたが本号をもって、一応、その掲載を終らせていただきます。

飛 驒 地 区

アルプス薬品工業(株)

第7回通常総会開催される

さる3月22日、平成5年第7回通常総会が「岐阜観ホテル十八楼」で開催されました。

総会は、今井田清県議会議長（代理、山口三男厚生委員長）ほか多数の来賓ご臨席のもとに、会員139名（委任状含む。）が出席し、盛大に行われました。

冒頭に、梶原拓理事長の「廃棄物対策は喫緊の課題であり、新年度は、これを県政の最重点点検項目に位置付け、廃棄物処理問題対応に『廃棄物処理、リサイクル五原則（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）』に則った政策を積極的に推進する。……」とのあいさつを頂き開会され、次いで、功労者表彰式、来賓祝辞等で式典が進められました。

議事は、後藤利夫理事を議長として、平成5年度の協会の活動方針となる次の議案が慎重に審議され、いずれの議案も原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 平成5年度事業計画について
- 第2号議案 平成5年度一般会計予算について
- 第3号議案 平成5年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算について
- 第4号議案 社団法人岐阜県環境保全協会定款の一部改正について（注・協会事務所の住居表示の変更に伴うもの）



あいさつする梶原理事長

功労者の表彰

(1) (社)全国産業廃棄物連合会長の表彰

去る6月10日、東京のホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会の第9回通常総会が開催され、その席上、全国の産業廃棄物処理事業功労者の同連合会長表彰が行われました。

本協会関係者からは、元理事でご生前における産業廃棄物処理事業の発展に寄与された故坂喜一様はじめ3名の方が表彰の栄に浴されました。

栄えある受賞者は、次の方々であります。（敬称略）

○ 功労者

元満大産業(株)代表取締役会長

故坂 喜一（平成3年12月逝去）

○ 地方功労者

フジムラサービス(株)代表取締役社長

野村 清晴

日本ウエストーン(株)代表取締役社長

白井 清三



(故)坂 喜一



野村清晴



白井清三

(2) 本協会理事長の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が、先に紹介した、第7回通常総会の席上において行われました。

栄えある受賞者は、次の方々であります。（敬称略）

○ 永年勤続功労

住友セメント(株)岐阜工場業務課参事

細野 利男

高安(株)取締役合繊部長

長谷川季昌

カワボウテキスタイル(株)工場管理部次長

- カネカ食品(株)製造部長 竹中隆太郎
 〇 創意工夫功勞 種田 園生
 タカイ商事(株)代表取締役 高井 信夫
 (有)三浦産業代表取締役 三浦 茂
 寿和工業(株)工務部課長補佐 山田 俊介
 株式会社 市川工務店
 西濃建設 株式会社
 〇 災害防止等功勞 寿和工業 株式会社
 〇 業界発展功勞
 (有)笠井組代表取締役 笠井 清隆
 日本ウエストーン(株)代表取締役社長 白井 清三
 東海公営事業(株)代表取締役 川添 正雄
 前 大垣化成工業(株)安全環境部長 高橋 千之
 二村化学工業(株)大垣工場環境管理室長 小川 一夫
 名古屋バルブ株式会社



細野利男



長谷川季昌



竹中隆太郎



種田園生



高井信夫



三浦 茂



山田俊介



笠井清隆



川添正雄



高橋千之



小川一夫

(注) 全産連表彰を受賞された方の重ねての写真掲載は省略しました。

平成5年度第1回理事会開催

6月11日午後2時から「サンレイラ岐阜」において平成5年度の第1回理事会が開催されました。

審議された議案は、平成4年度の事業報告、決算報告案等次回の第8回通常総会へ提出する議案の審議が中心となりましたが、その他に、次回の総会が6月29日開催と決定され、また、次回の総会が役員の一斉改選の総会となることから、役員改選手続等が協議されました。

提出された議案等は、次のとおりです。

第1号議案 平成4年度事業報告(案)について

第2号議案 平成4年度一般会計決算報告(案)について

第3号議案 平成4年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告(案)について

第4号議案 第8回通常総会の開催について

第5号議案 岐阜県環境保全協会委員会規程の一部改正について

第6号議案 RAP推進会議構成員の追加委嘱について

第7号議案 新規加入会員の承認について
 協議事項 役員改選方法について

協会委員会等組織の一部改正

前掲の第1回理事会において協会の組織改正に関する議案が審議され、次のとおり、組織等の一部改正が承認決定されました。

(1) 基金制度検討委員会を廃止

「産業廃棄物対策基金造成事業」は、本号別掲10ページで報告いたしましたとおり、造成目標3億円を

達成し昨年度をもって当初の3ヶ年計画を成功裡に終えることができました。このため、これまで、主として基金造成活動について検討してきた検討委員会を廃止し、同委員会が所掌してきた基金関係事務は総務員会で行うこととしました。

(2) R A P 推進会議のメンバーの増強

当協会活動の基本方針なかんずく「処理施設の共同設置のあり方」に関する検討を行う R A P 推進会議はこれまで、7名の委員で構成されてきましたが、昨今急速に具体化してきた廃棄物処理問題への「公共関与」への協会としての対応、さらには、昨年度に策定した「産業廃棄物処理施設整備に関する検討（中間報告）」の具体化に向けた検討が急がれることになりました。

このため、R A P 推進会議の活動の強化を図るため、構成員を2名増員し、9名としました。その選出内訳は、行政部門3名、学識経験部門5名、事務局1名となりました。

今後、この会議のもとに、実働的ないわゆるワーキング・グループを設け、活動の充実が図られます。

清水正靖氏公害防止功勞表彰を受賞

岐阜県公害防止協会（会長：清水義之氏）の平成5年度通常総会が6月10日、県庁大会議室で行われました。席上、本協会副理事長である清水正靖氏（寿和工業株式会社代表取締役会長）が、永年産業廃棄物の適正処理を通じて、公害防止に貢献されたとして、岐阜県公害防止協会会長表彰を受賞されました。

委員会の開催

平成5年第1回の各委員会が、次のように開催されました。

研修指導委員会

4月22日午後1時から「ジョイ・フジ会館」
議題

- ① 平成5年度の事業方針について

- ② 大臣認定更新許可講習会の開催について
5月11日から14日まで開催の講習会に1名/1日の委員の応援を決定
- ③ ウエステック'93視察研修について
- ④ その他 先進施設の視察研修の検討

広報編集委員会

5月6日午前10時から「ジョイ・フジ会館」
議題

- ① 平成5年度の事業方針について
- ② 会報第16号の編集方針について

適正処理委員会

5月25日午前10時から「ジョイ・フジ会館」
議題

- ① 平成5年度事業方針について
- ② 産業廃棄物処理モデル施設整備事業について（クリーン岩手事業団等の事例による検討）
- ③ 平成5年度美しいふるさと運動について
この議題による決定にもとづき、5月30日から6月5日までにわたって、県が実施した、「美しいふるさと運動。空き缶クリーン・キャンペーン事業」に、協会としても、適正処理委員長、事務局で手分けして、参加しました。

事務局の人事異動

これまで、3年間ほど事務局職員として勤めていただいた藤井綾子さんが、本年3月31日付けをもって退職しました。

その後任として、4月1日から、大谷祐子さんに勤めていただいています。

大谷さんは、飛騨古川の出身で、本年3月に短期大学を卒業した新人です。前任者同様のご指導をお願いいたします。

改正指導要綱が施行される

処理施設設置に「厳しい環境配意」を求める

「廃棄物・リサイクルの五原則」の県民への普及啓発責務を明確化

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたのを機に、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱(平成2年)」の一部を改正し、去る4月30日に公布施行しました。

今回の改正は、昨今の複雑、多様化している産業廃棄物問題と変化しつつある社会情勢に対応させ得る要綱とすることを目的としたもので、その改正内容は、産業廃棄物処理施設の設置に関しての「厳しい環境配意」に重点が置かれたほか、県政の重点施策としての「廃棄物、リサイクル五原則」

を廃棄物対策の基本原則として掲げ、これの県民への普及啓発を県の責務として明定されたことが注目されます。

なお、この指導要綱の改正に併せ、構造指針、管理指針及び処理委託指針が改正されたほか、新たに「岐阜県産業廃棄物処理施設環境影響調査技術指針」が制定され、いずれも4月30日付で施行されました。

以下に、県から提供を受けた資料により、指導要綱の改正の主な内容を紹介します。

主な改正点 (以下の条文中、改正部分はゴシック表記した)

1. 県の責務規定を設けた。(第1条の2)

- ・ 改正法で国民の責務規定が追加(法第2条の2)されたことに関連し、県の責務として、「廃棄物・リサイクルの五原則」を県民に普及啓発しなければならない旨の規定を設けた。

(県の責務)

第1条の2 岐阜県は、法及びこの要綱並びに廃棄物・リサイクルの五原則の厳正な運用により適正処理の確保が行われるよう必要な措置を講ずるとともに、県民がその責務を果たせるよう普及啓蒙に努めなければならない。

2 廃棄物・リサイクルの五原則とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 リサイクルの徹底
- 二 安全第一
- 三 自己完結
- 四 公共関与
- 五 複合行政

2. 事業者に対し地域内処理を求める規定を設けた。(第6条第6項)

- ア 適正処理の確保を図るため、事業者に対し安易な委託を避け、自己処理責任の遂行を求めてきた

ところであるが、さらに、極力、地域内処理を行うよう求めることとした。

イ これは、廃棄物・リサイクルの五原則の③自己完結の規定である。

(処理委託) 第6条

- 6 事業者は排出した産業廃棄物を許可業者に委託して処分しようとする場合第1項、第2項及び第4項の規定が遵守できるよう、極力、地域内処理に努めなければならない。

3. 地域住民の同意及び環境影響に関する調査の実施規定を設けた。(第15条)

ア 施設設置に当たり、隣接地所有・使用権原者、関係地域住民及び水利権者等の同意を得ることを要件とした。

イ 一定規模以上の施設を設置するに当たっては、環境影響に関する調査の実施を求め、十分な環境保全対策を講ずることを求めた。

(地域住民の同意等)

第15条 施設設置者は、次に掲げる者から施設設置に関する同意を得なければならない。ただし、建設系産業廃棄物（建築物の解体工事現場から排出される建設廃材、建設木くず等が混合された産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る積替施設の設置者は、第1号のみとする。

一 隣接地所有・使用権原者（敷地境界から10m以内）

二 シャ断型最終処分場の設置等をしようとする施設設置者にあつては、関係市町村長から同意を得よう求められた関係自治会並びに計画地の敷地境界から500m以内に居住する者（世帯主）及び事業場の代表者又は責任者

三 第8条第2項ただし書に該当する積替施設の設置をしようとする施設設置者にあつては、関係市町村長から同意を得よう求められた関係自治会並びに計画地の敷地境界から100m以内に居住する者（世帯主）及び事業場の代表者又は責任者

四 前二号以外の施設設置者は、次に掲げる者

イ 関係市町村長から同意を得よう求められた関係自治会又は計画地周辺の関係地域住民（計画地の敷地境界から、最終処分場にあつては500m、中間処理施設にあつては300m以内に居住する者（世帯主）及び事業場の代表者又は責任者の3分の2以上の者とする。）

ロ 放流水がある場合には、放流地点から1,000m以内の河川及び水路の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権者を含む。）及び漁業者

ハ その他関係市町村長が特に必要と認めたる者

2 施設設置者は、地域住民等から設置等の計画に関する説明等の要請があつた場合は、積極的に地元説明会を開催し、地域住民等の環境保全に係る要望等を最大限取り入れなければならない。

3 政令第7条に規定する産業廃棄物処理施設の施設設置者は、法第15条の4により準用する法第9条の4の規定に基づき、それ以外の処理施設の施設設置者は、当該規定に準じて、周辺地域の自然景観及び生活環境の保全に十分配慮した計画にしなければならない。この場合において、別

に定める処理施設においては、あらかじめ、環境影響に関する調査を行い、その結果に基づいて十分な対策を講じなければならない。

- 4 施設設置者は、関係市町村長、地域住民等から当該施設における産業廃棄物の処理に係る環境保全に関する協定等の締結を求められたときは、原則としてこれに応じなければならない。

4. 市町村長との協議規定を設けた。(第18条第11項及び第12項)

- ・ 設置等事前協議書の内容を審査するにあたっては、市町村長と協議しなければならない旨規定した。

11 衛生環境部長は、設置等事前協議書の内容を審査するにあたっては、関係市町村長と協議しなければならない。

12 衛生環境部長は、審査の結果、必要と認められるときは、計画の変更、廃止等を指示することができる。

5. 周辺整備規定を設けた。(第22条第3号)

- ・ 施設周辺の整備規定を設けた。

三 処理施設場内及び周辺の整備を行うように努め、厚生省、環境庁等から産業廃棄物の保管若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理についてのガイドライン、マニュアル等が示された場合は、当該ガイドライン、マニュアル等にも適合するよう保管、処分又は維持管理を行うこと。

6. 勧告規定を設けた。(第33条)

- ・ この要綱に基づく勧告ができる旨の規定を設けた。

(勧告等)

第33条 知事は、この要綱の規定を遵守しない者があるときは、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

7. 公表制度を設けた。(第34条)

- ・ この要綱に基づく勧告等に誠実に応じない者に対する公表制度を設けた。

(公表等)

第34条 知事は、この要綱に基づく勧告等を受けた者が、その勧告等に誠実に応じないときは、そ

の旨及びその勧告等の内容を公表することができる。

8. 経過措置を設けた。

- 要綱施行の際、既に事前協議の手続きに着手しているものには経過措置を設けた。

(附則)

- 1 この要綱は、平成5年4月30日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「新要綱」という。）第15条及び第18条の規定の適用については、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）までに設置等事前協議を完了しているもの又は設置等事前協議書を管轄保健所が受理しているものについては、なお従前の例による。
- 3 新要綱第15条及び第18条の規定は、管轄保健所が施行日前に設置等事前協議書を受理したもので、同日後に処理施設の設置等の計画を変更（処理能力及び処理方法が変更されない軽微な変更を除く。）する場合においても、適用する。

9. 改正法との整合を図った

- ア 法・政省令の条項号・使用語句等との整合を図った。
- イ 特別管理廃棄物等新規に導入された制度との整合を図った。
- ウ 省令で示された様式等との整合を図った。

事務局から

説明会を開催、指導要綱集を刊行

今回の改正指導要綱及び一連の関係規程は、排出事業者、処理業者等が遵守すべき規範であり、早急に関係者に周知させる必要があります。このため、協会としては、県と協議したうえ、当面、次の措置を考えております。詳しくは、当協会、県環境整備課又は保健所にお問い合わせください。

1. 説明会の開催

県の指定排出事業者及び許可処理業者を対象とした説明会を次のとおり開催します。（案内は、協会又は県から通知されます。）

7月26日 美濃加茂市

8月2日 大垣市

8月4日 岐阜市

2. 「指導要綱集」の刊行

上記の説明会の説明資料として、また、関係者の手引書として、当面、指導要綱と一連の指針等をまとめた冊子「指導要綱集」を印刷、頒布します。

なお、この「指導要綱集」は、当面の周知普及のための冊子であり、その後、指導要綱に解説を加え、その他関連規程等を加えた冊子として、従前から関係者に親しまれていた「産廃必携」の改訂版として発行する予定です。

新入会員の紹介

6月11日の理事会において次のとおり新入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者氏名	〒	住所	最終	中間	収運	県内・県外
西尾商店 (05736) 5-2708	西尾 廣	508	中津川市駒場3-41			○	県内
高井商会 (0582) 52-6002	高井 忠夫	500	岐阜市西荘6-270			○	県内
アワハラ商事 (0575) 35-0948	栗原 忠	501-37	美濃市大矢田 2247-12			○	県内
丸文工業(株) (0584) 89-2641	渡辺 裕幸	503	大垣市小泉町423		○	○	県内

〈賛助会員〉

名称	代表社名	〒	所在地	TEL
大日本土木(株)	喜多 正	500	岐阜市宇佐南1-6-8	(0582) 76-1111

以上の新入会員で、会員数は、正会員173名、賛助会員42名、特別会員8名の合計223名となりました。

まったく回収の不可能なトイレットペーパーは古紙100%で

使用促進啓発ステッカーを作成

廃棄物の減量化、リサイクル、地球にやさしいライフスタイルへの転換が叫ばれています。

紙は、伝統的にも技術的にも、我々にとって一番身近なリサイクル可能製品だといわれています。にもかかわらず、古紙市況の低迷等からリサイクルが一向に進んでいないという状況にあります。

全く回収ができない「落し紙」こそ古紙100%で十分でないか。こうした考えに基づいて県家庭紙工業組合は、県食品衛生協会、県・市町村とともにこのほど、次のようなステッカーを作成し古紙100%紙の使用の拡大を促進する運動を進めることとしました。



紙の使用の拡大を促進する運動を進めることとしました。

このステッカーは、県下の飲食店、旅館等人の多く集まる施設のトイレ、洗面所等に貼られ、県民に意識改革を呼びかけます。

平成5年度大臣認定許可講習会

岐阜で実施の新規許可講習会はす べて満員、受講の予約受けを停止

岐阜県で実施する今年度の許可講習会は、延8回開催しますが、それらのうち第1弾としての更新許可講習の収運課程(2回)と処分課程(1回)は、去る5月に終わりました。

今後実施するのは、更新許可の収運課程が1回(8月)と新規許可の処分課程が1回(11月)、収運課程が2回(平成6年2月)です。ところが、新規許可の講習は、処分、収運とも受講予約申込者が定員一杯となっており、現在、予約申込みの受け付けを停止しています。

既存の許可業者で許可期限の到来 と更新許可講習の受講にご注意を

改正廃棄物処理法の施行(平成4年7月4日)前から処理業の許可を取得されている方で、本年

中又は来年中に許可期限が到来する方(注)で、まだ、更新許可講習を受けていない方は、早急に更新許可講習を受ける必要があります。

当協会では、更新許可講習の収運課程についての講習会を8月3日に開催します。この機会を見逃さないようにご注意ください。

(注) 改正廃棄物処理法施行後最初の許可期限の到来時期については、本年3月に岐阜県又は岐阜市から、各許可業者あてに通知されているので充分注意してください。

(注) 岐阜県では更新の収運課程講習会を8月4日に開催する予定でしたが、これは中止します。従って、本県実施の更新収運課程講習は、8月3日が本年度最後となります。

全産連 中間処分部会を発足

(注)全国産業廃棄物連合会では、昨年の第36回理事会において、部会及び専門部会の設置規程を設けたところですが、このたび、中間処分部会が発足(平成5年4月23日)しました。

この中間処分部会では、平成5年度事業として次の調査、研究等が行われます。

1. 中間処分に関する業界自主基準の検討

2. 中間処分の実体把握
3. 公共関与の産業廃棄物処理についての検討
4. 事前協議制についての検討
5. その他、研修会の開催、会報の発行等

この部会への入会は、当協会を通じて申し込むことになっておりますので、入会希望者は、できるだけ早めに、事務局までご連絡ください。

新刊図書案内

《逐条解説》新廃棄物処理法の解説

厚生省生活衛生局水道環境部編集

A5判 1,500頁 定価6,000円

発行 財団法人日本環境衛生センター

〒201 川崎市川崎区四谷上町10-6

TEL <044> 288-4896

◎ 厚生省水道環境部の直接編集になるもの

で、廃棄物処理法を逐条により解説し、各条に対応する関係法令、通知等を多数掲載し、廃棄物処理法を体系的に理解できる書である。

〈問答式〉廃棄物処理の手引

厚生省生活衛生局水道環境部監修
加除式 全1巻 特価11,700円

(定価13,000円)

発行 新日本法規出版株式会社

〒460 名古屋市中区栄1-23-20

TEL (052) 211-5777

◎ 廃棄物処理法の制度、運用を法律の条建て

◎ この図書は、予め、30部につき事務局に用意しております。希望者は、当協会事務局へ7月31日までにお申込みください。30部を超えたときは、直接発行所へお申込みください。

に沿って、一問一答式にわかりやすく解説したうえ、要所に更に詳しい解説、関係例規等を掲載した実務的な書である。

◎ この図書については、発行所から、当協会名をもって、直接各会員あてに案内され、申込みは当協会あてとなっているのでご承知おきください。

編集後記

昨年の7月に改正となった廃棄物処理法が施行されてまもなく1ヶ年を迎えようとしております。又、県は4月30日「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を一部改正し、業者に対して処理場設置の際に、地域住民の同意を得るほか一定規模以上の施設には環境影響調査も義務づけられました。

私共広報編集委員としましては、皆様によりよい情報が提供出来ますように一層の努力をしてみたいと考えております。

さて、本号ですが巻頭の御挨拶を岐阜市長様に御寄稿いただき更に行政機関の岐阜県環境整備課長様、岐阜市生活環境部長様、大垣市環境部長様に御就任の御挨拶を寄稿していただき誠にありが

とうございました。

この場を御借りして御礼を申し上げます。

産業廃棄物対策基金は、県・市町村の御支援のもとに進められて参りましたが、御寄付をお願いいたしました一般事業所各位の多大な御協力によりまして3億円を達成いたしましたので、御報告申し上げ深く感謝いたします。

改正指導要綱の概要を紹介しております。又その説明会を7月26日、8月2日、4日を予定しております。是非御参加して頂きたいと存じます。今後とも会報を通して皆様と連絡を密にして参りたいと存じますので宜しくお願いを申し上げます。

(広報編集委員 坂井 修)

ぎふ保全協会報編集委員

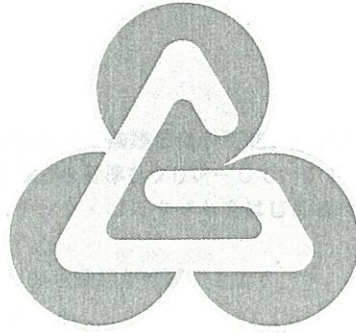
委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 松井 守 坂井 修 菅原 一郎

野々村 清 野村 清 晴

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成5年6月25日発行

第16号

編集
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原 拓

〒500 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL (0582) 72-9293

FAX (0582) 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

